

1. 件名：廃止措置に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所 組織改正にかかる保安規定変更認可申請及び廃止措置にかかる保安規定変更認可申請の補正申請）

【2】

2. 日時：令和2年1月8日（火） 10時00分～10時05分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

審査グループ実用炉審査部門

藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、池田廃止措置専門官、立元保安規定二係長

九州電力株式会社：

原子力発電本部 廃止措置管理グループ長 他5名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. 配布資料

- ・ 廃止措置に係る保安規定変更認可申請の補正について

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	原子力規制庁のツツモトです。それでは組織改正に係る玄海原子力発電所現象施設保安規定変更認可申請と廃措置に係る
0:00:16	玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請についてヒアリングを開始します。それは説明をお願いします。
0:00:24	はい、九州電力の平田でございます。昨年 12 月 26 日にヒアリングしていただきました。見解原子力発電所原子炉施設保安規定につきまして組織改正に係る変更認可申請を行っておりますが、
0:00:39	すでに
0:00:41	修正しております 12 号炉の廃措置の保安規定の変更認可申請する部分がございますので、現在二本立てで修正を行っております。
0:00:53	26 日にいただいたコメントを踏まえましてですね、今後の修正の方向性についてちょっと御説明をさせていただきたいと思えます。
0:01:03	資料につきましては修正書の補正ということで、1 枚のみでございます。よろしくをお願いします。
0:01:12	九州電力の橋本でございます。それでは 1 枚もののはい処置に係る保安規定変更認可申請の補正について注資料で御説明させていただきます。
0:01:23	前回 12 月 26 日にいただいたコメント踏まえまして、社内のほうで再検討した結果ということでまとめてございます。まず経緯のところですけども、9 月 27 日に申請した廃止処置の変更認可申請について、
0:01:41	別途 12 月の 17 日に申請した組織体制の見直しに伴う変更認可申請と重複する部分があるということで、その補正と組織再生体制の見直しに係る変更認可申請を実施してございました。
0:01:58	26 日の日の審査を踏まえまして、廃止措置の変更認可申請と組織体制の見直しに伴う変更、これらについて、お互いの関連性を再検討して再整理する必要があるということで、社内で検討をしてございます。
0:02:14	その結果、これらの二つの申請をですね一旦取り下げまして、組織組織体制の見直しに伴う変更の内容を 9 月の 27 日に実施した廃止措置の変更認可申請取り込む形の補正申請を行うということで、
0:02:31	決定してございます。
0:02:34	こうすることで申請の内容もシンプルになりますし、社内的にもその方がいいということで、再整理をしてございます。
0:02:44	下のほうに申請のイメージということで書いてございますけども、12 月の 17 日に行いました。廃止措置の変更認可申請の補正申請書と組織体制の見直しの変更認可申請書、これらを一旦取り下げまして、

0:03:00	組織体制の見直しの内容を9月27日に実施した廃止措置の変更認可申請書に取り込む形の補正を実施したいというふうに考えてございます。
0:03:11	予定といたしましては1月のミドルということで書かせていただいておりますが、1月の14日の日に廃止措置の計画側の審査会合がございますので、こちらの内容も踏まえて、コメントがありましたらその内容も保安規定のほうに反映するという形を考えてございます。
0:03:30	コメントがない場合は速やかに変更認可申請をさせていただきたいというふうに考えてございます。
0:03:38	1枚ものについては以上でございます、取り下げということで、当社の事例はなかったのですが、他社さんの事例がございましたので、
0:03:55	入って他社さんの事例を参考にしまして、申請書を作りたいというふうに考えてございます。
0:04:01	以上でございます。
0:04:15	原子力規制庁のタツモトです。
0:04:19	お考え、理解しました。
0:04:21	はいそっちのほうについては、審査が進みますので、保安規定のほうに、についても、速やかなご対応お願いいただければと思います。
0:04:30	それでは、本日のヒアリング終了します。